

## 防衛省職員（技官）募集案内

陸上自衛隊美幌駐屯地業務隊では、防衛省職員（技官）を次のとおり募集します。

## 1 採用人員、職務内容等

| 勤務地                                 | 採用職種           | 採用員数 | 採用予定日          |
|-------------------------------------|----------------|------|----------------|
| 陸上自衛隊<br>美幌駐屯地業務隊<br>(北海道網走郡美幌町字田中) | 技能職<br>(ボイラー係) | 1 名  | 令和 9 年 2 月 1 日 |

## 2 試験日、試験場所及び試験項目

- (1) 試験日 令和 8 年 1 2 月 3 日 (木)
- (2) 試験場所 陸上自衛隊美幌駐屯地 (北海道網走郡美幌町字田中)
- (3) 試験項目

| 試験項目 | 内 容                      |                       |
|------|--------------------------|-----------------------|
| 筆記試験 | 教 養                      | 一般的知識 (国語、数学、社会など)    |
|      | 専 門                      | 採用職種 (ボイラー) に関する基礎的知識 |
| 口述試験 | 説明力、表現力等についての面接試験        |                       |
| 身体検査 | 血圧、視力、聴力、尿検査、胸部 X 線撮影、問診 |                       |

## 3 応募資格等

- (1) 1 級または 2 級ボイラー技士免許を有する者
- (2) 高校卒業程度の学力を有し心身ともに健康な者
- (3) 令和 9 年 3 月 3 1 日までに自衛隊法第 4 4 条の 6 (自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例) に規定する定年年齢 (6 2 歳) に達しない者
- (4) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
  - ア 日本の国籍を有しない者
  - イ 自衛隊法第 3 8 条第 1 項の規定により防衛省職員となることができない者
    - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - (イ) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
    - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ウ 平成 1 1 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするもの以外)

## 4 応募要領

## (1) 応募受付期間

令和8年8月24日（月）～同年11月19日（木）書類必着

なお、応募者多数の場合は、繰り上げて締め切る場合があります。

## (2) 提出書類

| 提出書類      | 内 容                                                                                                                                                                                                  | 部 数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 事務官等応募票   | 必要事項を自筆で記入し、写真（縦4 c m×横3 c m、無帽、無背景、上半身、正面向きのもので応募前6か月以内に撮影したもの）を貼付                                                                                                                                  | 2 部 |
| 履 歴 書     | 所定の用紙に自筆で記入したもの<br>事務官等応募票と合わせて請求してください。                                                                                                                                                             | 1 部 |
| 卒 業 証 明 書 | 最終学校の卒業証書の写し又は卒業証明書<br>（義務教育は除く）                                                                                                                                                                     | 1 部 |
| 資 格 免 許 等 | 1 級又は2 級ボイラー技士免許証の写し                                                                                                                                                                                 | 1 部 |
| 返 信 用 封 筒 | 市販の封筒（長形3号）に1 1 0円切手を貼付し、<br>本人の宛先及び宛名を記入したもの                                                                                                                                                        | 1 部 |
| 備 考       | 1 事務官等応募票は、第5項の提出及び問い合わせ先に請求<br>2 郵送で請求する場合は、封書の表に朱書きで「事務官等応募票請求」と記入のうえ、氏名・住所を明記し1 4 0円切手を貼った返信用封筒（角形2号/A 4版）を同封<br>3 応募者の選考後、受験者の方には後日「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面）を郵送<br>4 試験日時等が変更になる場合があるので、通知書到着後は必ず確認 |     |

## 5 提出及び問い合わせ先

〒092-8501

北海道網走郡美幌町字田中

陸上自衛隊 美幌駐屯地業務隊 総務科 職員人事担当 宛

電話 0152-73-2114（内線370）

8-175-370

（午前8時30分～午後5時 土・日・祝祭日を除く）

## 6 試験結果の通知

令和9年1月中旬頃に、各受験者に書面で通知します。

（電話等による問い合わせには応じられません。）

## 7 処遇及び給与等

- (1) 身 分  
特別職国家公務員（防衛省職員（防衛技官））
- (2) 俸 給  
行政職（二）俸給表を適用（例：高校卒18歳の場合198,200円）  
なお、初任給（俸給）は学歴及び経験年数等により決定されます。  
また、防衛省の職員の給与等に関する法律附則第5項の規定により、60歳を超えて採用される場合は算定された給与の7割水準となります。
- (3) 諸手当  
扶養手当、通勤手当、住居手当、寒冷地手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等
- (4) 人事管理  
採用後の人事管理は防衛省の方針によります。  
（将来、他の業種への変更や転勤等がある場合があります。）

## 8 勤務時間及び休暇等

- (1) 勤務時間  
交代制勤務（深夜、早朝勤務を含む。）
- (2) 休暇等  
ア 休 日  
おおむね4週8休  
イ 休 暇  
年次休暇、特別休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇等

## 9 その他

- (1) 試験会場等の細部については、後日「選考採用試験通知書」により通知します。
- (2) 受験のための旅費、宿泊費及びその他受験に係る費用は一切支給されません。
- (3) 履歴書及び事務官等応募票の学歴・職歴（アルバイトを含む。）は、詳しく正確に記入してください。
- (4) 可否に関係なく提出された書類等は一切返却しません。
- (5) 試験当日に発熱、体調不良等の症状がみられた場合には受験を控えていただきます。  
また、受付にて発熱、体調不良等の症状が確認された場合にも、受験をお断りさせていただきます。
- (6) 受験手続等で不明な点がある場合は、応募（問い合わせ）先までお問合せ下さい。